

○ 財務省
経済産業省 告示第四号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、事業適応の実施に関する指針（令和三年財務省・経済産業省告示第六号）の一部を次の表のように改正し、同法第二十一条の二十第五項の規定に基づき公表する。

令和七年三月二十五日

財務大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>1 事業適応の促進の意義及び目標その他の事業適応に関する基本的事項</p> <p>一 基本認識</p> <p>我が国の事業者は、人口減少社会などの構造的変化に加えて、米中貿易摩擦に代表</p>	<p>1 事業適応の促進の意義及び目標その他の事業適応に関する基本的事項</p> <p>一 基本認識</p> <p>我が国の事業者は、人口減少社会などの構造的変化に加えて、米中貿易摩擦に代表</p>

される保護主義的な動きの台頭、地政学的
リスクの高まり、急激な気候変動や自然災
害、非連続な技術革新などの外生的・突発
的に生ずる環境変化に常に晒されている。

こうした山積する課題に対し、成長戦略
としての2050年カーボンニュートラル
の実現、デジタル化への対応、今後の我が
国の産業の基盤となることが見込まれる分
野における生産及び販売の拡大など、必要
な取組を進めることで、我が国産業の持続
的な発展を図ることが重要である。併せ
て、サプライチェーンの再構築をはじめと
するレジリエンスの強化も進めていく必要

される保護主義的な動きの台頭、地政学的
リスクの高まり、急激な気候変動や自然災
害、非連続な技術革新などの外生的・突発
的に生ずる環境変化に常に晒されている。

特に令和二年一月以降の新型コロナウイルス
感染症の感染拡大等による影響を受け、
我が国経済は戦後最大の落ち込みを記録
し、危機に直面しているが、これは、「新
たな日常」への構造変化を図るチャンスで
もある。

こうした山積する課題に対し、成長戦略
としての2050年カーボンニュートラル
の実現、デジタル化への対応、「新たな日

がある。

このため、産業競争力強化法（以下「法」という。）において、デジタルトランスフォーメーションや、カーボンニュートラルの実現に向けた生産工程効率化等設備（法第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備をいう。以下同じ。）の導入や、産業競争力基盤強化商品（同条第十四項に規定する産業競争力基盤強化商品をいう。以下同じ。）の生産及び販売の拡大に向けた取組を「事業適応」として定義し、これに果敢にチャレンジする事業者に対して、必要な支援措置を講じ、産業競争力の

常」に向けた事業再構築など、必要な取組を進めることで、我が国産業の持続的な発展を図ることが重要である。併せて、サプライチェーンの再構築をはじめとするレジリエンスの強化も進めていく必要がある。

このため、法において、事業再構築やデジタルトランスフォーメーション、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を「事業適応」として定義し、これに果敢にチャレンジする事業者に対して、必要な支援措置を講じ、産業競争力の強化を図るものである。

強化を図るものである。

二 事業適応による生産性の向上又は需要の開拓に関する目標の設定に関する事項

主務大臣が法第二十一条の二十二第四項の規定に基づき認定を行うに当たっては、事業適応計画の実施期間（産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第十一条の二第五項に規定する実施期間をいう。以下同じ。）の終了時を含む事業年度（以下「計画終了年度」という。）以前において、事業適応計画に定め

二 事業適応による生産性の向上又は需要の開拓に関する目標の設定に関する事項

主務大臣が法第二十一条の二十二第四項の規定に基づき認定を行うに当たっては、事業適応計画の実施期間（産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第十一条の二第五項に規定する実施期間をいう。）の終了時を含む事業年度（以下「計画終了年度」という。）以前において、事業適応計画に定める事業を行う

る事業を行うことにより、次のイ又はロに掲げる事業適応の類型に応じ、同イ又はロに定める生産性の向上に関する目標又は新たな需要の開拓に関する目標の達成が見込まれることを認定の要件とする。

イ (略)

ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応

① (略)

② エネルギー利用環境負荷低減事業適応による新たな需要の開拓に関する目標

(1) 産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環

ことにより、次のイ又はロに掲げる事業適応の類型に応じ、同イ又はロに定める生産性の向上に関する目標又は新たな需要の開拓に関する目標の達成が見込まれることを認定の要件とする。

イ (略)

ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応

① (略)

② エネルギー利用環境負荷低減事業適応による新たな需要の開拓に関する目標

(1) 削除

境負荷低減事業適応計画における
エネルギー利用環境負荷低減事業
適応による新たな需要の開拓に関
する目標は、産業競争力基盤強化
商品の生産を行うために新規に導
入した設備（これとともに当該産
業競争力基盤強化商品を生産する
ために直接又は間接に使用する減
価償却資産を含む。）を用いて当
該産業競争力基盤強化商品を生産
し、販売することにより、計画終
了年度以後にその生産数量及び販
売数量が十分に増加していること

とする。

(注3) 産業競争力基盤強化商

品を生産するための設

備の新規導入は、当該

設備の新規導入を決定

する上で、産業競争力

基盤強化商品の生産及

び販売に係るエネルギー

利用環境負荷低減事

業適応計画の認定が不

可欠であるもの又は重

要な考慮事項であるも

のに限るものとし、新

たな事業の創出及び産
業への投資を促進する
ための産業競争力強化
法等の一部を改正する
法律（令和六年法律第
四十五号）の施行の日
以後に、取締役会その
他これに準ずる機関に
よる経営の方針に係る
決議又は決定におい
て、新規導入される設
備の価額や当該設備の
新規導入に係る事業採

算性が具体的に決定さ
れた場合には、設備の
新規導入がなされたも
のとする。加えて、設
備の新規導入その他の
事業適応の実施につい
ては、令和九年三月三
十一日までに開始する
計画とするものとす
る。

(注4) 産業競争力基盤強化商
品の生産及び販売に係
るエネルギー利用環境

負荷低減事業適応計画
については、事業適応
計画の実施期間中に生
産数量及び販売数量が
十分に増加するよう、
新規の設備導入に係る
新規投資額及び事業適
応計画の実施期間中に
実現する年度あたりの
生産数量の最大値につ
いて、産業競争力基盤
強化商品ごとに事業分
野別実施指針（法第二

十一條の二十一第一項
に規定する事業分野別
実施指針をいう。以下
同じ。）に規定する数
値を上回る計画とする
ものとする。

(注5) 当該産業競争力基盤強

化商品を生産するため
に直接又は間接に使用
する減価償却資産は、
事業者が事業適応計画
に記載する事業適応を
行う場所の住所におい

て新規導入する設備及
びその住所において現
に有する設備並びに自
動車産業の事業適応の
実施に関する指針（令
和三年経済産業省告示
百六十号）第三号ロ
（２）に規定する生産
設備とする。また、こ
れらの設備の合計金額
については、新規導入
する設備については予
定する取得価額を、現

に有する設備について
は当該設備の取得価額
と当該設備の取得の日
から事業適応計画の申
請日までに支出した当
該設備の修繕費の額と
の合計額を記載する。

- (2) 資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応による新たな需要の開拓に関する目標は、エネルギー利用環境負荷低減事業適応の

- (2) 資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応による新たな需要の開拓に関する目標は、エネルギー利用環境負荷低減事業適応の

開始の日が属する事業年度から起算して五年目に該当する事業年度（産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応の場合においては十年目に該当する事業年度）におけるエネルギー利用環境負荷低減業適応を実施する事業者単位の計算において、事業適応に係る商品又は役務の売上高（産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応の場合においては販売数

開始の日が属する事業年度から起算して五年目に該当する事業年度におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応を実施する事業者単位の計算において、事業適応に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値（当該値が正の値である場合に限る。）が、過去五事業年度における当該商品又は当該役務が属する業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から三以上上回ること。

量)の伸び率を百分率で表した値
(当該値が正の値である場合に限
る。)が、過去五事業年度におけ
る当該商品又は当該役務が属する
業種の売上高(産業競争力基盤強
化商品の生産及び販売に係るエネ
ルギー利用環境負荷低減事業適応
の場合においては販売数量)の伸
び率の実績値を百分率で表した値
から三以上(産業競争力基盤強化
商品の生産及び販売に係るエネ
ルギー利用環境負荷低減事業適応の
場合においては、百分率で表した

値から十以上)上回ること。

三 財務内容の健全性の向上に関する目標の
設定に関する事項

(略)

イ (略)

ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応
事業適応計画の終了年度（資金の貸付け
の求めに係るエネルギー利用環境負荷低
減事業適応計画にあつては、エネルギー
利用環境負荷低減事業適応開始から五年
目に該当する事業年度（産業競争力基盤
強化商品の生産及び販売に係るエネルギ
ー利用環境負荷低減事業適応の場合にお

三 財務内容の健全性の向上に関する目標の
設定に関する事項

(略)

イ (略)

ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適
応事業適応計画の終了年度（資金の貸
付けの求めに係るエネルギー利用環境
負荷低減事業適応計画にあつては、エ
ネルギー利用環境負荷低減事業適応開
始から五年目に該当する事業年度）に
おける経常収入の額が経常支出の額よ
り大きい値となること。

いては十年目に該当する事業年度)) に
おける経常収入の額が経常支出の額より
大きい値となること。

2 事業適応の内容に関する事項

一 事業適応の定義に関する事項

イ～ハ (略)

ニ エネルギーの利用による環境への負荷
の低減に関する国際的な競争条件の変
化に対応して行うもの

法第二条第十二項第二号のエネルギー
の利用による環境への負荷の低減に
関する国際的な競争条件の変化に対応
して行うものとは、生産工程効率化等

2 事業適応の内容に関する事項

一 事業適応の定義に関する事項

イ～ハ (略)

ニ エネルギーの利用による環境への負荷
の低減に関する国際的な競争条件の変
化に対応して行うもの

法第二条第十二項第二号のエネルギー
の利用による環境への負荷の低減に関す
る国際的な競争条件の変化に対応して行
うものとは、生産工程効率化等設備の導

設備の導入又は産業競争力基盤強化商品の生産及び販売その他エネルギーの利用による環境への負荷の低減に資する取組を行うことにより、生産性の向上又は産業競争力基盤強化商品の生産数量及び販売数量の増加を図ることをいうものとする。これに加えて、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に資する取組が、事業者の持続的な競争力の強化に寄与することをいうものとする。

入その他エネルギーの利用による環境への負荷の低減に資する取組を行うことにより、生産性の向上を図ることをいうものとする。これに加えて、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に資する取組が、事業者の持続的な競争力の強化に寄与することをいうものとする。

二 (略)

3・4 (略)

5 その他事業適応に関する重要事項

一～七 (略)

八 産業競争力基盤強化商品の生産及び販売
に関する事項

産業競争力基盤強化商品は、今後の我が
国産業の基盤となることが見込まれ、か
つ、国際競争に対応して事業者が市場を獲
得することが特に求められるものであるこ
とから、当該産業競争力基盤強化商品の生
産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷
低減事業適応計画については、次のイから

二 (略)

3・4 (略)

5 その他事業適応に関する重要事項

一～七 (略)

(新設)

ニまでの要件を満たすものとし、また、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する自動車、鉄鋼、基礎化学品又は燃料の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については、併せてホの要件も満たすものとする。

イ エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間を通じて、当該エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画において生産する産業競争力基盤強化商品の市場創出に向けて、技術優位性の確立を含め生産性を向上し、需要を拡大することで、付加価値の創出を実現するための取

組の方針を示していること。

(注6) 付加価値の創出を実現

するための具体的な目

標として、事業適応計

画の実施期間内におい

て産業競争力基盤強化

商品の販売を行う各事

業年度別の付加価値率

(付加価値率は事業適

応を実施する事業所に

おける付加価値額を同

事業所の売上高で除し

たもの(ただし、業態

特性や固有の事情等により事業所における付加価値額を算定することが事業適応の目的に照らし不適切な場合には、「事業所」を「事業適応計画に記載されている産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係る事業」に読み替えることができるものとする。))の目標値を示すこと。なお、

計画終了年度の付加価値率の目標値は、事業分野別実施指針に規定する数値を上回る目標とし、かつ、付加価値率の目標値の達成に向けて事業適応計画の実施期間を通じて円滑かつ着実に取り組むものとする。

ロ 生産及び販売を行う産業競争力基盤強化商品に応じて事業分野別実施指針に定める、事業適応を通じた経済波及効果を

実現するための今後の取組方針及び当該取組方針に係る数値目標を示していること。なお、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行う各事業年度において、当該数値目標は、産業競争力基盤強化商品に応じて事業分野別実施指針に規定する数値を上回る数値とするものとする。

ハ 産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化の中でも、当該エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に沿って、当該産業競争力基盤強化商品の主要部素材の調達先や、継続的な投資及び人材の確保に向けた経営資源

の配分を含め、安定的な生産活動が行われるための取組の方針を示していること。

(注7) 上記に加え、新たな生産拠点を立地する計画については、活力ある持続可能な地域社会を実現するために、地域経済の活性化及び新たな雇用の場の創出に取り組む計画とするものとする。

二 継続的な賃上げその他の事業適応に必

要な人材の確保に向けた取組に関する方針を示していること。

ホ 当該計画における産業競争力基盤強化商品の生産、使用及び廃棄をする段階における二酸化炭素排出量の削減量を定量的に示しており、かつ、当該削減量の更なる拡大に向けた取組の方針を示していること。

(注8) 二酸化炭素排出量の削減量の算定に当たっては、当該産業競争力基盤強化商品の区分ごとに以下に掲げる商品と

の比較を行うこと。

① 自動車（専ら化石

燃料を内燃機関の燃

料として用いるもの

を除く。） 自動車

（専ら化石燃料を内

燃機関の燃料として

用いるものに限る。

）

② 鉄鋼 高炉又は転

炉を使用して製造さ

れた鉄鋼

③ 基礎化学品 化学

<p style="text-align: center;"> <u>製品の原材料である</u> <u>化学品であって化石</u> <u>燃料に由来するもの</u> ④ <u>燃料</u> <u>化石燃料</u> </p> <p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
---	--------------

附 則

この告示は、令和七年三月二十五日から施行する。